

# 整備管理者について

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保守管理や経済的使用をはかるため、5両以上の自動車の本拠地ごとに「整備管理者」を選任し、その業務を遂行させることが義務付けられています。整備管理者の選任・解任等をした場合には、選任（解任）届を運輸支局に提出しなければなりません。

また、事業者は整備管理者の職務・権限及び業務の処理の基準等を明確にするため、「整備管理規程」を定め、営業所に備え付けなければなりません。

## 1. 整備管理者の選任と権限

### A. 整備管理者の資格要件

整備管理者として選任できる者は、次のいずれかの要件が必要です。

- ①事業用自動車の点検もしくは整備、または整備管理に関する実務経験が2年以上あり、地方運輸局長が行う整備管理者選任前研修を受講した者。
- ②自動車整備士技能試験に合格した者。
- ③上記技能と同等の技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者。

### B. 整備管理者の権限

整備管理者の権限として、次のように定められています。

- ①日常点検整備に規定する日常点検の実施方法を定める。
- ②前項（日常）点検の結果に基づき運行の可否を決定する。
- ③定期点検整備の規定する定期点検を実施する。
- ④日常点検整備及び定期点検整備のほか、随時必要な点検を実施する。
- ⑤日常点検、定期点検または随時必要な点検の結果、必要な整備をする。
- ⑥定期点検及び前項の必要な整備の実施計画を定める。
- ⑦点検整備記録簿その他点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- ⑧自動車車庫を管理する。
- ⑨上記に掲げる事項を処理するため、運転者及び整備員その他の者を指導し又は監督する。

### C. 整備管理者の選任（解任）の届出

運行管理者を選任または解任したときは、その日から15日以内に地方運輸局長に整備管理者選任（解任）届出書を提出しなければなりません。また、変更したときも同様です。

退職や異動等ですでに営業所に居ない者の選任がそのままになっているケースが多々ありますので、該当する場合はもれなく解任届を提出するようにして下さい。

### D. 整備管理者の兼職および外部委託

整備管理者の（他の営業所との）兼職については、法規上の規制はありませんが、管理を適切に行うことができないようであれば、事業用自動車の使用の本拠地ごとに選任しなければなりません。

外部への委託については、事業者の責任のもと適切に整備管理を行うことができる体制整備とするため、平成21年9月の法改正で禁止となりました。ただし、一定の条件を満たすグループ企業については、外部委託が認められています。

## 2. 整備管理者補助者

### A. 整備管理者補助者の選任

整備管理者補助者は、整備管理者自ら業務を行うことができない場合に選任することができます。選任する場合は、業務の執行にかかる基準を定めなければなりません。選任は事業者が任命することのみで、運輸支局へ選任届の必要はありません。なお、整備管理者補助者の業務範囲は次の事項に限られ、その他の事項については整備管理者自らが行わなければなりません。

① 日常点検結果による運行の可否の決定

② 日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務

なお、営業所における整備管理者及び整備管理者補助者を明確にしておくよう、営業所内に運行管理者と合せそれぞれの氏名を掲示しておくことが望ましい。

【掲示例】

統括運行管理者	○○○○
運行管理者	○○○○
運行管理者補助者	□△□△
運行管理者補助者	◇◇◇◇
整備管理者	○□○□
整備管理者補助者	△△△△

### B. 整備管理者補助者の業務執行基準

整備管理者補助者の業務の執行にかかる基準は、以下の基準を満たし、かつ条件を満たしていることが整備管理規程により規定されていなければなりません

- ① 補助者は、「整備管理者の資格要件を満たす者（上記A項）」または「整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者（可能な限り整備管理者選任前研修を受講させて下さい。）」から選任されていること。
- ② 補助者の氏名等が明確であること。
- ③ 補助する業務の範囲が明確であること。
- ④ 整備管理者が、補助者に対して下表の研修等の教育を行うこと。
- ⑤ 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑥ 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

### C. 整備管理者の行う補助者への教育

整備管理者は、選任された補助者に対して次の教育を実施しなければなりません。教育を実施したら教育記録簿を作成し、使用した資料のコピーとともに保存しておいて下さい。

教育を行わなければならないとき	教育の内容
① <u>補助者を選任するとき</u>	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満たす者に対しては実施しなくてよい。）
② <u>整備管理者が整備管理者選任後講習を受講したとき</u>	・ <u>整備管理者選任後研修の内容</u> （他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてよい。）
③ 整備管理規程を改定したとき	・ 改定後の整備管理規程の内容

④行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき	・行政から提供された情報等必要な内容
--------------------------	--------------------

### 3. 整備管理者の講習

#### A. 受講の義務

整備管理者は、常に整備管理に関する知識・能力の維持に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして整備管理者に対する講習の受講が義務付けられています。また、事業者の立場でも、整備管理者に能力の維持や向上に努めさせる義務があり、もれることなく講習を受けさせなければなりません。

なお、整備管理者は、受講後、選任されている整備管理者補助者に対して「2のC項」に記載の教育を実施しなければなりません。

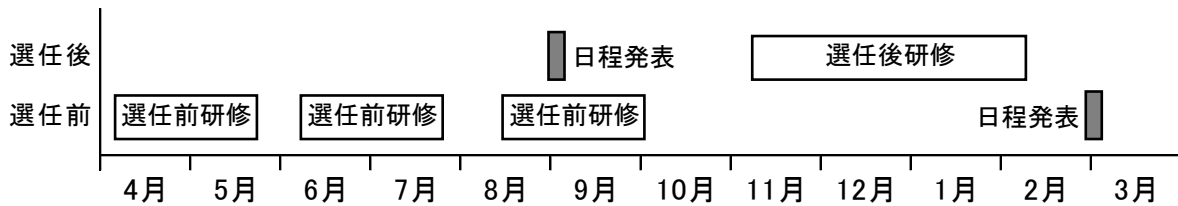
#### B. 講習の種類

講習は次の2種類があり、対象者は必ず受講しなければなりません。

種 類	対 象	受 講 義 務
整備管理者 <u>選任前</u> 研修 3時間（1日）	事業用自動車の点検・整備、または整備管理者（整備管理者補助者）いずれかの実務経験が2年以上ある者で、整備管理者、整備管理者補助者に選任を予定している者	整備管理者、または整備管理者補助者に選任を予定している者 ただし、自動車整備士資格のある者、または平成15年4月1日時点で整備管理者に選任されていた経験のある者は受講の必要はありません。
整備管理者 <u>選任後</u> 研修 3時間（1日）	既に整備管理者として選任されている者 初めて整備管理者として選任された者 整備管理者補助者で受講を希望する者	<u>選任されている整備管理者は、2年ごとに1回受講しなければなりません。</u> <u>初めて選任された年度に選任前研修を受講している場合は、初めて選任された年度の翌々年度に受講します。</u> <u>初めて選任された年度の前年度に選任前研修を受講している場合は、初めて選任された年度の翌年度に受講します。</u>

#### C. 講習の開催時期と受講管理

各講習は、おおむね毎年度、下図の日程で計画されます。具体的開催日程の確認や受講申込みは、長野運輸支局のホームページ（<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/nagano/>）を参照して下さい。



選任された整備管理者には「2年ごとに1回」の受講が義務付けられていますが、注意しなければならないのが「年度」の取り扱いです。ここでいう「1年」は上図の通り「4月から翌年3月まで」の年度であり、暦年の「1月から12月まで」ではありません。例えば、平成26年1月開催の講習を受講した場合は平成25年度に受講したことになり、次回は平成27年度に受講することになります。

2年ごとの受講を失念することのないよう受講管理を的確に行うため、また、紛失することのないよう整備管理者研修手帳は個人で保有するのではなく、事業者が保管・管理することをおすすめします。

## 根拠法令

- 道路運送車両法第50条（整備管理者）
- 道路運送車両法第52条（選任届）
- 道路運送車両法第施行規則第31条の3（整備管理者の選任）
- 道路運送車両法第施行規則第31条の4（整備管理者の資格）
- 道路運送車両法第施行規則第32条（整備管理者の権限等）
- 道路運送車両法第施行規則第33条（整備管理者の選任届）
- 国自整第216号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」

[長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関作成]